

平成十八年三月八日提出
質問第一三二二号

一九七一年沖繩返還協定を巡る日米密約に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

一九七一年沖繩返還協定を巡る日米密約に関する第三回質問主意書

標記案件については、平成十八年二月十日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十一日付で答弁書を受領し、更に同年同月二十四日に再質問主意書を提出し、内閣から同年三月七日に答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、更に追加質問する。

一 外務省は質問主意書が国民の知る権利を確保する上でどのような役割を果たしていると認識しているか。

二 行政の不作为について定義されたい。

三 「第二回答弁書」において、外務省は沖繩復帰の見返りに本来米国が支払うことになっていた土地の復元費用を日本が肩代わりしていた密約が存在するのではないかという問題（以下、「密約問題」という。）に関する平成十八年二月二十四日付朝日新聞朝刊に掲載された当時沖繩返還交渉を担当した吉野文六外務省アメリカ局長の発言に関して、「記事の内容や政府の立場等を記した対外応答要領を作成した」事実を明らかにしているにもかかわらず、「外務省としては、御指摘の元アメリカ局長の発言の内容については承知していない」と答弁しているが、新聞で吉野氏は論旨明快に密約が存在すること、二〇〇〇

年に密約を裏付ける米公文書の存在が報道された際、当時の河野洋平外務大臣から密約の存在を否定してくれとの依頼を受けたと証言しているところ、外務省が「御指摘の元アメリカ局長の発言の内容については承知していない」とする論理構成はいつたいどのようなものか。

四 外務省が平成十八年二月二十四日付朝日新聞朝刊に吉野氏の証言が掲載された後、吉野氏との接触をあえて避け、事実関係について確認しないのは行政の不作為に該当するのではないか。

五 平成十二年に当時の河野洋平外務大臣の照会に対し、吉野氏が「密約問題」について行った証言の内容は事実を反映したもので、重要であると外務省は認識しているか。

六 本田優朝日新聞編集委員が『世界』（岩波書店）平成十七年十二月号に寄稿した論文「日米『核密約』の真相」において、「二〇〇一年四月に情報公開法が施行される直前に、外務省内で大量の文書が破棄され、先に触れた六八年の（日米外交当局による）機中会談についての東郷局長の文書も、ラロック証言、ライシャワー発言への対応策についての文書も破棄されたという証言を聞いたからだ。『こういう文書はあるから問題になる。もうありません。捨てました』と、ある外務省高官からそう聞いたときには、怒りを通り越してあ然とした」と記述しているが、二〇〇一年四月の情報公開法施行直前に外務省が将来公開

されると問題になると考える外交秘密文書を破棄したという事実があるか。

七 「密約問題」について、公開されたアメリカ政府の公文書が密約の存在を認め、沖縄返還交渉における当時の外務省の責任者であった吉野氏も密約の存在を認めているにもかかわらず、政府が密約の存在をあえて否定する真意について説明されたい。

右質問する。